

3月に大阪府吹田市で開かれた日本NPO学会の大会。新しい公益法人制度の評価を巡り、専門家から報告が相次いだ。

新制度では、一定の要件を満たせば登記のみで一般社団・一般財団法人が設立できる。そのうち公益性が高い団体が、内閣府や都道府県の委員会の審査を受け、公益社団・公益財団法人に認定される。

内閣府の公益認定委員を務めた出口正之・国立民族学博物館教授は、東日本大震災後に被災者支援の法人が短期間に多く設立されたことなどを「新制度の成果」とみる。

「旧制度の公益法人の特徴はTDKだった」(出口教授)。Tは所在地が東京

中心、Dはトップの多くが男性、Kは中心メンバーが高齢者という意味だ。中央省庁所管の法人にOBが理事などとして天下り、補助金を受け活動するのが旧来の公益法人の典型的な姿。役所の裁量で設立から運営の市民が公益法人を設立して

公益法人 改革の現場



公益法人協会の太田理事長は制度のさらなる改善を訴える (大阪府吹田市)

地域や年齢、広がる担い手

きるようになった」

別の説明をするのは難しい」と話す専門家もいる。登録だけで設立できる一般法人についての懸念も出ている。一般社団法人の場合、理事1人以上、社員2人以上など要件が緩いため新設が急増しているが、所轄の役所はなく、活動実態がよく分かっていない。

「営利目的としか思えない活動をしている」「補助金を受けてすぐ解散するなど不可解な法人があった」と危惧する声がある。太田理事長は「小さな公益法人には厳しすぎる財務基準を改めるなどの改善をし、一般法人は社会が監視していかねばならない」と話す。

「海外に区」

広角鋭角

第104集は編集委員の堀田昇吾が担当しました。